

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月9日 12時11分ごろ
発生場所	鹿児島県指宿市山川港東方沖 指宿港東防波堤灯台から真方位148° 1.3海里付近 (概位 北緯31° 13.2′ 東経130° 40.3)
事故の概要	漁船第三わかば丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三わかば丸、349トン 131936、極洋水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視程 約20km 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか26人が乗り組み、船長が単独で操船に当たり、山川港沖で主機関整備後の試運転を行う目的で、同港を出港した。 本船は、山川港東方沖を航行中、船長が海面の色が変化したので浅瀬があることに気付き、減速及び転舵を行ったが、浅瀬に乗り揚げた。 本船は、自力で山川港に戻って着岸した。 本船の喫水は、船首約4.2m、船尾約5.8mであった。 本事故発生場所付近の水深は、約1.2～2.0mであった。 船長は、山川港東方沖の浅瀬の存在を知らなかった。
分析	本船は、山川港東方沖を航行中、船長が、同港東方沖の浅瀬の存在を知らなかったことから、同浅瀬に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、山川港東方沖を航行中、船長が、同港東方沖の浅瀬の存在を知らなかったため、同浅瀬に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行予定海域の水路調査を行うこと。